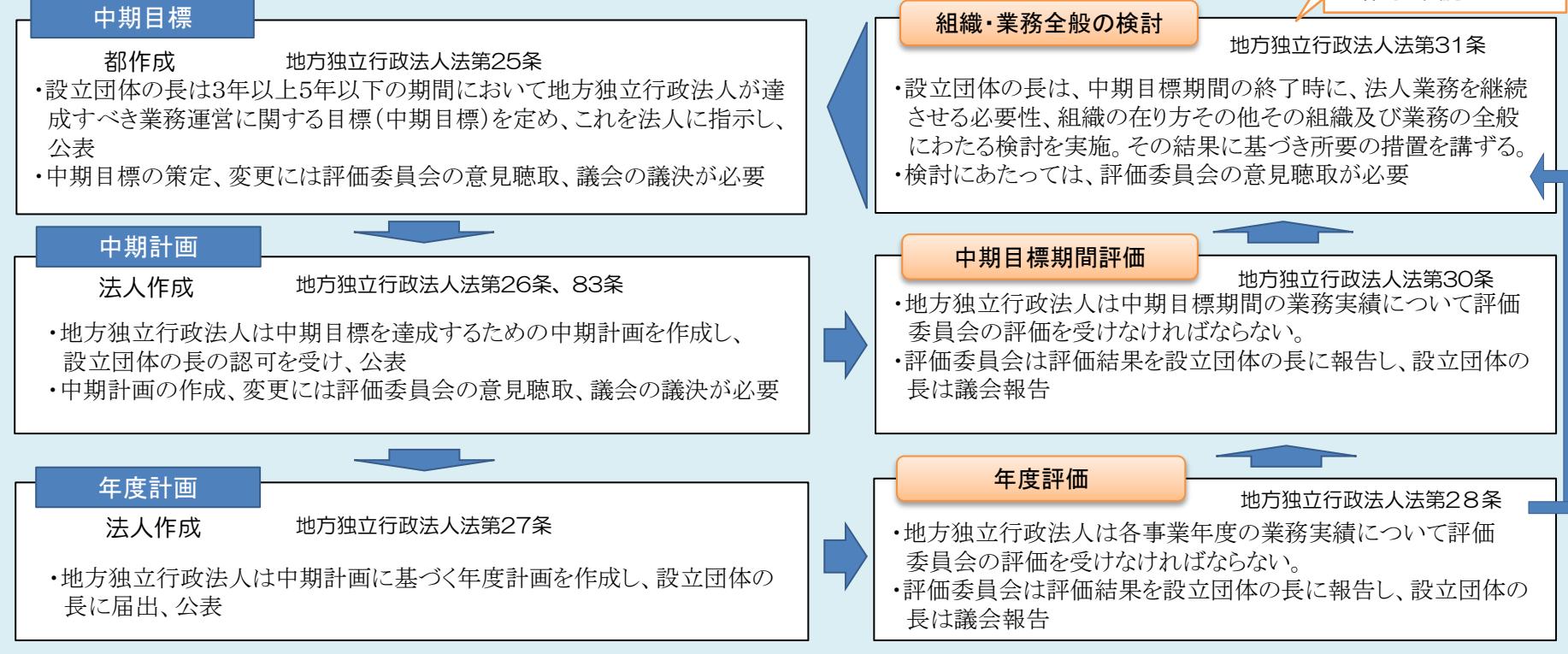


地方独立行政法人制度では、国の独立行政法人制度と同様に、「目標→計画→評価→業務運営への反映」という流れを義務付け

都においては、
次期中期目標の策定と
一体的に実施



東京都健康長寿医療センターの第三期中期目標・中期計画作成の流れ

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| ① 都 | 「組織・業務全般の検討」 ⇒ 「中期目標(案)」作成 |
| ② 評価委員会 | 組織・業務全般の検討、中期目標(案)を審議し、都知事へ意見 |
| ③ 都議会 | 中期目標議決 |
| ④ 都 | 中期目標決定 ⇒ 法人に指示 |
| <hr/> | |
| ⑤ 法人 | 中期計画(案)作成 |
| ⑥ 高齢者医療・研究分科会 | 中期計画(案)を審議し、都知事へ意見(※) |
| ⑦ 都議会 | 中期計画議決 |
| ⑧ 都 | 中期計画認可 |

※東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱に基づき、中期計画の作成に
対して知事が認可する際の意見は、分科会の議決をもって委員会の議決と
することができる。